

港北区太尾町住居表示検討委員会規約

(設置)

第1条 港北区太尾町の住居表示の実施にあたって、地元意向をふまえた適正な町界、町名の案を作成することを目的に、住居表示検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 住居表示実施予定区域に関する事
- (2) 住居表示実施予定区域内の町区域に関する事
- (3) 住居表示実施予定区域内の町の名称に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 当該住居表示にかかる地区の自治会・町内会より推薦された者
- (2) 当該住居表示にかかる地区の関係団体から推薦された者
- (3) 当該住居表示にかかる地区に居住する者等で公募に応じた者
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は設置目的を達成するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は検討委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が特に必要と認めたときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見を徴することができる。

(事務局)

第7条 事務局は横浜市市民局窓口サービス課内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。